

令和 8 年度における入札・契約制度の拡充

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）等の趣旨を踏まえ、発注を通じた地域建設業等の「担い手の確保・育成」及び「公共工事等の施工の円滑化」を図るため、入札・契約制度を拡充する。

目次

1 適正な労務費の確保対策

(1) 改正入契法の施行に係る法改正対応 01

① 入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式）の追加

② 労務費ダンピング調査の実施

(2) 総合評価落札方式の運用の改正 04

③ 建設キャリアアップシステムの活用に係る評価方法の改正

④ 施工体制確認型総合評価落札方式の評価方法の改正

2 工事成績の対象とする発注機関の拡大 05

3 指名停止の措置要件の改正 06

1 適正な労務費の確保にかかる法改正対応

適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書の提出・労務費ダンピング調査

令和6年6月改正の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という。）が令和7年12月12日に全面施行されたことに伴い必要な対応を行う。

1 入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式）の追加

R8.5月単価適用分より適用
（一部はR8.7月入札公告・入札通知分より適用）

（1）対象工事

まちづくり部発注の営繕・設備工事を除く全ての工事：令和8年5月単価適用となる工事以降の全ての工事。
まちづくり部発注の営繕・設備工事：令和8年7月以降に入札公告・入札通知される全ての工事

（2）内容

入札参加者が入札時に提出する設計図書に示す工事費内訳書に「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書」を様式追加する。

2 労務費ダンピング調査の実施

R8.7月入札公告・入札通知分より適用

（1）対象工事

令和8年7月1日以降に入札公告・入札通知される全ての工事。

（2）実施方法

国が令和7年12月に公表した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき、落札候補者が入札時に提出した工事費内訳書に記載されている直接工事費が、一定水準（直接工事費（「最低制限価格等の算定式」における直接工事費）の97%）であるかを確認し、一定水準を下回る場合には理由書の提出を求める。

入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式：土木工事）

適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書の提出・労務費ダンピング調査

材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
直接工事費計										
										工事費内訳書の直接工事費計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち材料費										
	1		式							
うち労務費										
	1		式							
共通仮設費計										
										工事費内訳書の共通仮設費計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
現場管理費										
										工事費内訳書の現場管理費の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち法定福利費の事業主負担額										
	1		式							
うち建退共制度の掛金										
	1		式							
工事原価計										
										工事費内訳書の工事原価計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち安全衛生経費										
	1		式							

※本経費内訳書は、入札公告等で「不可欠な経費内訳書」という。

☆金額欄のうち太囲みのみ記載を要する。

入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式：建築・建築設備工事）

03

適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書の提出・労務費ダンピング調査

工 事 名：〇〇改修工事

会 社 名：（株）〇〇〇建設

材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費計				工事費内訳書の直接工事費計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち材料費				
	1	式		
うち労務費				
	1	式		
共通仮設費計				工事費内訳書の共通仮設費計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
現場管理費				工事費内訳書の現場管理費の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち建退共制度の掛金				
	1	式		
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額				
	1	式		
工事原価のうち安全衛生経費				
	1	式		
一般管理費等				工事費内訳書の一般管理費等の金額と同額とし金額の記載を省略する。
工事価格				工事費内訳書の工事価格の金額と同額とし金額の記載を省略する。

※本経費内訳書は、入札公告等で「不可欠な経費内訳書」という。

☆金額欄のうち太囲みのみ記載を要する。

※入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）についても、併せて提出してください。

1 適正な労務費の確保にかかる法改正対応

総合評価落札方式の運用の改正

3 建設キャリアアップシステムの活用に係る総合評価落札方式の評価方法の改正

R8.10月入札公告分より適用

(1) 対象工事

令和8年10月1日以降に入札公告される総合評価落札方式にて評価項目「建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用」を適用する工事。

(2) 運用の改正内容

評価項目「CCUSの活用」の評価方法について、『元請負人がCCUSに事業者登録済である』ことを申告する場合に加点しているが、技能者の経験・技能に応じた賃金支払いに必要な就業履歴の蓄積を更に推進するため、『CCUSを活用し、元請負人、下請事業者の技能者の就業履歴を記録（蓄積）する』ことを申告する場合に加点する方法に改正する。

4 施工体制確認型総合評価落札方式の評価方法の改正

R8.10月入札公告分より適用

(1) 対象工事

令和8年10月1日以降に入札公告される総合評価落札方式を適用する工事。

(2) 運用の改正内容

ダンピングの防止及び品質確保のための体制を確保するため、入札価格が調査基準価格以上の場合においても、入札書に記載された入札金額の内訳（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）が、契約予定金額の各内訳項目に所定の率を掛けた金額以上か未満かで評価しているが、契約予定金額の各内訳項目に掛ける所定の率の数値を以下のとおり改定する。

【改定前】

- ・ 直接工事費の75%
- ・ 共通仮設費の70%
- ・ 現場管理費の70%
- ・ 一般管理費の30%



【改定後】

- 90%
- 80%
- 80%
- 30%

2 工事成績の対象とする発注機関の拡大

令和8年度における入札・契約制度の拡充

R8.10月入札公告分より適用

技術・社会貢献評価数値を入札参加要件とする工種（一般土木、建築一式、電気、管）で、本県工事成績を有しない企業に対し、入札参加資格確認の際に工事成績の評価対象とする発注機関について、**近畿地方整備局発注の工事においては、兵庫県域内から、京都府、大阪府域内まで施工場所を拡大**する。

（理由）近年、入札参加要件となる工事成績を有す県外企業が減少しており、工事成績対象拡大により参加可能な県外企業を増やし、入札における競争性の確保を図る。

【県発注工事成績の有無別技術・社会貢献評価数値】

県発注 工事成績	技術・社会貢献評価数値	
	うち工事成績	他の技術・社会 貢献評価数値
あり	県名簿の点数	県名簿の点数
なし	近畿地方整備局発注（※3）	
	神戸市発注	
	公社等（※2）発注（※1）	
	近畿農政局発注（※1）	
	西日本高速道路(株)発注（※1）	
	本州四国連絡高速道路(株)発注（※1）	
	阪神高速道路(株)発注（※1）	
	日本下水道事業団（※1）	
	水資源機構（※1）	

【工事成績の技術評価数値換算表】

近畿地整等の 工事成績 (申請1件) (過去5年)	県平均 工事成績 (過去8年)	技術 評価 数値
89点以上	85点以上	120
84～88点	80～84点	90
79～83点	75～79点	60
74～78点	70～74点	30
69～73点	65～69点	0
64～68点	60～64点	-20
63点以下	59点以下	-40

（※1）兵庫県域内で施工された工事に限る。

（※2）（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社

（※3）兵庫県、京都府、大阪府域内で施工されたものに限る。

3 指名停止の措置要件の改正

令和8年度における入札・契約制度の改正

R8.4月より適用

個人情報の漏えいに対する指名停止措置の設置

県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により個人情報の漏えいがあったときに指名停止を行う。

(理由) **個人情報の漏えいは、契約上の守秘義務又は個人情報取扱特記事項に違反**するが、現行の指名停止基準では**指名停止の措置要件となっていない**ことから基準の整備を行う。

○別表第1県内において生じた事故等に基づく措置基準のうち

措 置 要 件	指名停止期間
(契約違反)	当該認定をした日から
4 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、別表第1の2に掲げる場合のほか、次に該当したために契約に違反し、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 2カ月以上の履行遅滞があったとき。	3箇月
(2) 1カ月以上2カ月未満の履行遅滞があったとき。	2箇月
(3) 1カ月未満の履行遅滞があったとき。	1課月
(4) 次に該当し、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害防止及び危険防止対策が不良	3箇月
イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良	1箇月
(5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	1箇月
(6) 社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人としたとき。	1箇月
新設 (7) 過失により個人情報の漏えい（記録された媒体の紛失を含む）の事故を生じさせたとき。	
ア 特定個人情報を含む情報漏えいの事故	3箇月
イ その他の事故	1箇月